

(一社) 日本社会福祉学会代議員選挙規則及び(一社) 日本社会福祉学会役員候補者選出規則の改正について

昨今のオンライン投票の普及と、郵送投票に関する経費削減及び選挙・開票事務の簡素化と迅速化の確保のため、一般社団法人日本社会福祉学会代議員選挙規則、一般社団法人日本社会福祉学会役員候補者選出規則及び一般社団法人日本社会福祉学会代議員欠員補充選挙規則を、下記の通り一部改正します。

一般社団法人日本社会福祉学会代議員選挙規則 新旧対照

現行	改正案
<p>2010年4月1日施行 2013年5月26日改正 2014年5月25日改正</p>	<p>2010年4月1日施行 <u>2020年5月31日改正</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(選挙の方法)</p>	<p>(選挙の方法)</p>
<p>第6条 投票は、オンライン投票システムによる。ただし郵送による投票を希望する者は、選挙管理委員会が定める期間内に申し出ることによって郵送による投票を行うことができる。</p>	<p>第6条 <u>投票は連記無記名投票とし、原則としてオンライン投票システムによって行う。</u></p>
<p>2 選挙権を有する正会員は、まず自らが所属する地域ブロックにおいて被選挙権を有する者の中から3名以内の候補者(以下「地域ブロック候補者」という)に連記無記名により投票する。次に被選挙権を有するすべての者の中から6名以内の候補者(以下「全国候補者」という)に連記無記名により投票する。</p>	<p>2 選挙権を有する正会員は、まず自らが所属する地域ブロックにおいて被選挙権を有する者の中から3名以内の候補者(以下「地域ブロック候補者」という) <u>を選択し、投票する。</u>次に被選挙権を有するすべての者の中から6名以内の候補者(以下「全国候補者」という) <u>を選択し、投票する。</u></p>
<p>(当選人の決定)</p>	<p>(当選人の決定)</p>
<p>第7条 投票の効力は、選挙管理委員会が判定する。<u>所定の期日に間に合わなかったものや、郵便による投票で何人を記載したかを確認しにくいものは無効とする。</u></p>	<p>第7条 投票の効力は、選挙管理委員会が判定する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>1 この規則は、2010年4月1日から施行する。 2 この規則は、施行後3年を目途として、選挙の実施状況を勘案し、見直しを検討するものとする。 3 この規則は、2013年5月26日から施行する。 4 この規則は、2014年5月25日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、2010年4月1日から施行する。 2 この規則は、施行後3年を目途として、選挙の実施状況を勘案し、見直しを検討するものとする。 3 この規則は、2013年5月26日から施行する。 4 この規則は、2014年5月25日から施行する。</p>
	<p>5 <u>この規則は、2020年5月31日から施行する。</u></p>

一般社団法人日本社会福祉学会役員候補者選出規則 新旧対照

現行	改正案
2010年4月1日施行 2013年5月26日改正	2010年4月1日施行 <u>2020年5月31日改正</u>
(中略)	(中略)
(選挙の方法) 第7条 投票は、オンライン投票システムによる。ただし郵送による投票を希望する者は、選挙管理委員会が定める期間内に申し出れば郵送による投票を行うことができる。 2 選挙権を有する者は、被選挙権を有するすべての者の中から5名以内の選挙理事候補者(以下「全国理事候補者」という)に連記無記名により投票する。次に自らが所属する地域ブロックにおいて被選挙権を有する者の中から1名の選挙理事候補者(以下「地域ブロック理事候補者」という)に無記名により投票する。さらに被選挙権を有するすべての者の中から2名の監事候補者に投票する。	(選挙の方法) 第7条 <u>投票は、連記式無記名投票とし、原則としてオンライン投票システムによって行う。</u> 2 選挙権を有する者は、被選挙権を有するすべての者の中から5名以内の選挙理事候補者(以下「全国理事候補者」という) <u>を選択し、投票する。</u> 次に自らが所属する地域ブロックにおいて被選挙権を有する者の中から1名の選挙理事候補者(以下「地域ブロック理事候補者」という) <u>を選択し、投票する。</u> さらに被選挙権を有するすべての者の中から2名の監事候補者に投票する。
(当選人の決定) 第8条 投票の効力は、選挙管理委員会が判定する。 <u>所定の期日に間に合わなかったものや、郵便による投票で何人を記載したかを確認し難いものは無効とする。</u>	(当選人の決定) 第8条 投票の効力は、選挙管理委員会が判定する。
(中略)	(中略)
附則 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。 2 この規則は、施行後3年を目途として、選挙の実施状況を勘案し、見直しを検討するものとする。 3 この規則は、2013年5月26日から施行する。	附則 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。 2 この規則は、施行後3年を目途として、選挙の実施状況を勘案し、見直しを検討するものとする。 3 この規則は、2013年5月26日から施行する。 <u>4 この規則は、2020年5月31日から施行する。</u>

一般社団法人日本社会福祉学会代議員欠員補充選挙規則 新旧対照

現行	改正案
2010年4月1日施行	2010年4月1日施行 <u>2020年5月31日改正</u>
(中略)	(中略)

<p>(選挙管理委員会) 4 ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(地域ブロック補充選挙) 第4条 定款第13条に定める定数の下限に代議員総数が満たず、さらに各地域ブロックから選出された代議員の定数5名に欠員がある場合は、欠員を有する地域ブロックの補充選挙を行う。</p> <p>2 補充選挙を行う地域ブロックに所属し、選挙権を有する正会員は、被選挙権を有する者の中から3名以内の候補者に連記無記名により投票する。ただし、補充する欠員数が3名未満の場合は、その欠員数の候補者までしか連記できないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(全国候補者補充選挙) 第5条 前条の補充選挙を行っても、定款第13条に定める代議員の下限を超えないと見込まれる場合は、全国候補者の補充選挙を行う。</p> <p>2 補充する数は、現在の代議員総数、役員総数、前条の補充選挙によって補充が見込まれる数の合計から150を減じた数とする。</p> <p>3 選挙権を有する正会員は被選挙権を有するすべての者の中から6名以内の候補者に連記無記名で投票する。ただし、前項によって算出された補充する欠員数が6名未満の場合は、その欠員数の候補者までしか連記できないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>附則 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。 2 一般社団法人日本社会福祉学会代議員選挙規則が、その附則2によって見直しがなされた場合は、あわせて本規則も見直しをするものとする。</p>	<p>(選挙管理委員会) 4 ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。<u>ことができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(地域ブロック補充選挙) 第4条 定款第13条に定める定数の下限に代議員総数が満たず、さらに各地域ブロックから選出された代議員の定数5名に欠員がある場合は、欠員を有する地域ブロックの<u>補充選挙を連記式無記名投票により行う。</u></p> <p>2 補充選挙を行う地域ブロックに所属し、選挙権を有する正会員は、被選挙権を有する者の中から3名以内の<u>候補者を選択し、投票する。</u>ただし、補充する欠員数が3名未満の場合は、その欠員数の候補者までしか<u>選択</u>できないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(全国候補者補充選挙) 第5条 前条の補充選挙を行っても、定款第13条に定める代議員の下限を超えないと見込まれる場合は、全国候補者の<u>補充選挙を連記式無記名投票により行う。</u></p> <p>2 補充する数は、現在の代議員総数、役員総数、前条の補充選挙によって補充が見込まれる数の合計から150を減じた数とする。</p> <p>3 選挙権を有する正会員は被選挙権を有するすべての者の中から6名以内の候補者<u>を選択し、投票する。</u>ただし、前項によって算出された補充する欠員数が6名未満の場合は、その欠員数の候補者までしか<u>選択</u>できないものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>附則 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。 2 一般社団法人日本社会福祉学会代議員選挙規則が、その附則2によって見直しがなされた場合は、あわせて本規則も見直しをするものとする。 <u>3 この規則は、2020年5月31日から施行する。</u></p>
---	--